



令和6年度(令和7年4月に高校入学予定)

多可町白川良一高等学校等入学支援金支給制度のご案内

この制度は、故・白川良一氏からの寄附金を活用し、向上心を持ちながら経済的理由により高等学校等への入学が困難な生徒の保護者に対し、入学に伴う費用の一部を支給する制度です。

申請については、以下の点にご注意ください。

■支給金額

生徒1人につき **80,000円** (1回限り)

※特別支援学校に進学される場合は、(別途支援制度があるため)生徒1人につき **50,000円** (1回限り)

■支給の要件

公立または私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)および高等専門学校への入学を予定する生徒の保護者で、基準日(令和7年3月1日)において、下記(1)～(3)の要件を満たす方

- (1) 多可町就学援助制度の準要保護の認定要件(※下記参照★)を満たす方
- (2) 生活保護法の規定による保護を受けていない方(別途支援制度があるため)
- (3) 令和7年4月1日以降も町内に住所を有することが見込まれる方

《★(1)の認定要件》

次のいずれかに該当する世帯

- ① 児童扶養手当(ひとり親家庭に対する手当)の支給を受けている
- ② 個人事業税または固定資産税の減免措置を受けている(家屋新築を除く)
- ③ 国民年金保険料の全額免除を受けている
- ④ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている
- ⑤ 生活福祉資金貸付制度の貸付を受けている
- ⑥ 職業安定所登録日雇労働者である
- ⑦ 令和5年中の世帯全員の総所得額の合計が認定基準額(※下表参照◆)以下である
- ⑧ 町民税が非課税である
- ⑨ その他特別の理由があり、教育委員会が関係機関と協議して必要と認める世帯



《◆⑦の認定基準額》

世帯構成人員	2人	3人	4人	5人	6人
令和5年中 総所得額	1,888,400円	2,431,600円	2,958,400円	3,284,800円	3,835,200円

(7人以上は1人増すごとに409,600円を加算)

- (注) 1. 総所得額とは、給与所得の方は「源泉徴収票」の給与所得控除後の金額、事業所得の方は「確定申告書」の所得金額の合計、公的年金等を受給されている方は公的年金等控除後の金額です。
2. 給与所得・公的年金所得がある場合は、税制改正の影響を考慮し、それぞれの所得から10万円(当該額が10万円に満たない場合はその額)を差し引いた金額で判定します。
3. 世帯内に所得のある方が複数いる場合は、それぞれの総所得額を合算した額で判定します。
4. 単身赴任等で別に居住している保護者は、原則として同一世帯の家族として取り扱います。

■申請期間 **令和7年2月5日(水)～令和7年2月18日(火)まで** (必着)

■支給の決定等

支給の可否は3月初旬に保護者に通知し、認定者には3月中に支援金を支給します。

※支援金の支給を受けた方は、入学後3ヶ月以内に在学証明書等の提出をお願いします。

■申請書類

- ① 多可町白川良一高等学校等入学支援金支給申請書
- ② 添付書類：世帯全員の所得証明書

※令和6年1月1日に多可町に住所があり、申請書で閲覧に同意された方は省略可能です。



■提出先・問合せ先

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町教育委員会 教育総務課(役場3階) TEL: (0795)32-2384

*郵送での申請も可能です。